

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会
開催日時	令和 6 年 1 月 23 日 (火) (午前)・午後) 10 時 00 分 開会 (午前)・午後) 10 時 25 分 閉会
開催場所	茨木市役所南館 3 階 防災会議室
出席者	【審査会委員】 矢倉昌子、木村武俊、西村宏史 (敬称略) 【担当職員】 人権・男女共生課長、男女共生センター所長 【事務局】 財政課長、参事、課長代理、係長、職員
欠席者	【審査会委員】 綾部貴子 (敬称略)
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、始めさせていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本審査会は昨年度に引き続いての開催となっておりますので、よろしく願いいたします。会議に先立ちまして、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p>
事務局	<p>現在委員4名中3人の委員の皆様につきましてご出席をいただいております。茨木市公の施設使用料免除団体審査会規則第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから審査に入りたいと存じますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づきまして、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえ決定することとしております。また、審議に関して提出された資料につきましても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録につきましてもその作成とその公表に努めているところでございます。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開いたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。
事務局	傍聴者は、いらっしゃいません。
会 長	それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 地域集会施設の免除団体適用の申請手続について、事務局に説明を求めたいと思います。
事務局	今回の地域集会施設の免除団体の申請の一覧表をご覧ください。申請の内容について説明させていただきます。 自治会は 204 団体、各団体連絡協議会は 20 団体、公民館区事業実施委員会は 32 団体、自主防災会は 26 団体、茨木防犯協会地域防犯支部は 21 団体、地区人権啓発推進委員会は 18 団体、人権地域協議会は 3 団体、民生委員児童委員協議会は 1 団体、地区福祉委員会は 33 団体、老人クラブは 69 団体、市立小・中学校の P T A は 33 団体、青少年健全育成運動協議会は 28 団体、こども会は 87 団体でございます。 前年度と比較しますと、統合・解散や現時点において申請の未提出等により減少しておりますのは、自治会が 39 団体、自主防災会が 1 団体、老人クラブが 3 団体、こども会が 12 団体となっております。 増加しているのは青少年健全育成運動協議会が 1 団体となっております。 なお、行政との協働の観点から地域活動の推進を図るこれらの地域団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて確認を行っておりまして、免除申請を受け付けているものでございます。
会 長	それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【異議なし】
会 長	<p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p> <p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>地域集会施設以外の施設の免除申請団体について、免除団体の申請の一覧表をご覧ください。申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>まず、既存団体については、青少年センターは2団体、労働関係施設は11団体、消費生活センターは4団体、いのち・愛・ゆめセンターは3団体でございます。なお、ローズWAMについては、のちほど説明いたします新規団体のほか、既存団体は13団体でございます。</p> <p>これらの団体は、過去に免除適用を受けていることから、それぞれの担当課において、個々の団体の活動内容に大きな変動がないことを確認し、免除団体に適合することの確認を行っております。そのうえで、免除申請を受け付けているものでございます。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から地域集会施設以外の施設の免除申請団体の申請内容についての説明がありました。</p> <p>青少年センター2団体、労働関係施設11団体、消費生活センター4団体、いのち・愛・ゆめセンター3団体、ローズWAMの既存団体13団体の各申請団体につきましては、各担当課において活動内容等の確認を行い、申請を受付けているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることよろしいでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【異議なし】
会 長	青少年センター2団体、労働関係施設 11 団体、消費生活センター4団体、いのち・愛・ゆめセンター3団体、ローズWAMの既存団体13 団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
事務局	次に、男女共生センターローズWAMにおきまして、新規申請の団体がありましたことから、担当課から申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、お手元にお配りしております免除申請団体の活動内容等を示した一覧表等に基づいて説明をいたします。
会 長	それでは、男女共生センターローズWAMにつきまして、新規団体に係る審査を行いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。
担当職員	<p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて説明いたします。</p> <p>男女共生センターローズWAMは、ジェンダー平等社会を推進し、女性の自立・社会参画と男性の家庭参画等を図ることを目的として設置された施設です。いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）に基づいて、その目標を達成することを目指して研修・講座、情報収集及び提供、相談事業など、各種事業を展開しております。</p> <p>施設使用料の免除基準については、茨木市立男女共生センター条例施行規則第7条の2に規定しております。その内容は第1号「団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること」第2号「行政との協働の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること」第3号「男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの施設設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っていること」以下第11号までの条件のいずれにも該当することを審査基準としております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>今年度は 14 団体から申請があり、13 団体は昨年度の審査会において免除団体として承認いただいている団体ですが、今回新たに 1 団体から免除の申請がありました。</p> <p>新たに申請された茨木市市民ボランティアDV支援グループこちらについて説明いたします。</p> <p>この団体は平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までローズWAMで実施した「DV理解のための連続講座 (全 10 回)」を全て受講された方の中からDV支援のボランティア自主グループの設立を希望される声があがり受講者有志により平成 25 年 3 月に設立されました。</p> <p>配偶者や恋人から身体的・心理的・社会的・経済的・性的などの暴力 (DV) を経験した方をサポートしていくため、被害を受けた女性が自分の思いを自由に話し、気持ちを分かち合えるような場の提供を目的として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DVの経験だけでなく、いまの気持ちを話せる場 2. 共に寄り添う気持ちでお互いを尊重する場 3. 本来の自分を取り戻して少しでも心が軽くなるような場 4. その人の生き方を尊重したサポートをしていく場 5. これからの新しい出発を探していく場 <p>の提供を目指してきました。</p> <p>本センターにおきましては、定例の会議ほか語りの場であるこちらの居場所の開催、講座開催の際に会議室等を利用されています。DVを受けた被害者を対象としておりましたため、広報活動等も限定して行っておりましたが、その活動や存在をより知っていただき、支援を必要としている方により届きやすいようにということで、ローズWAMの喫茶コーナーWAMカフェを利用しての活動や講座の主催、LINEを利用しての相談受付等、活動の幅を広げています。</p> <p>いばらきジェンダー平等プラン (第 3 次男女共同参画計画) に重点項目として謳っている「配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護等の推進」を民間の立場で実践していただける団体であると考えております。また、免除基準にも該当する団体であると考えておりますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願い致します。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【意見、質問等なし】
会 長	<p>市の関係職員の説明を聴きましたので、新規申請団体である市民ボランティアDV支援グループころにつきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>市民ボランティアDV支援グループころを茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	<p>市民ボランティアDV支援グループころを茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>審査対象団体は以上となりますので、茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	<p>ご異議がないということですので、今後の取り扱につきましては一任とさせていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めて御礼を申し上げます。</p>
委 員	ありがとうございました。
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p>